

3-1 都市計画に関する調査

●都市計画基礎調査

都道府県は都市計画区域について、おおむね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などに関する現況及び将来の見通しについての調査を行います。これらの調査結果は都市計画を決定・変更する際の基礎資料となります。

●総合都市交通体系調査

都市の健全な発展のためには、将来の都市像を見据えた上での総合的で計画的な交通施設の整備が必要です。交通施設には道路をはじめ、駅前広場、駐車場、駐輪場、鉄道等があり、これらの整備のために各種の交通調査の実施や開発計画などを考慮した総合的な都市交通体系のマスタープランを策定するための調査です。

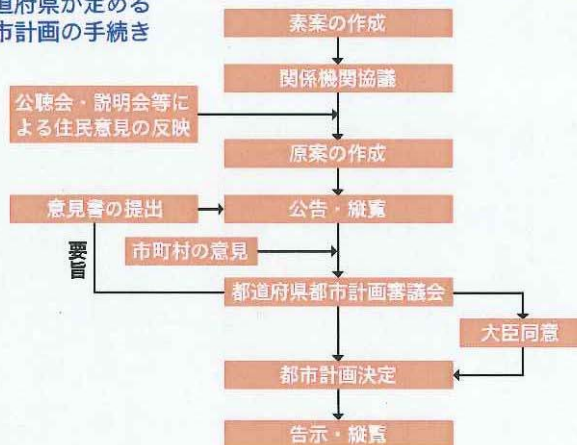
3-2 都市計画の決定・変更

都市計画のうち広域的な視点から定めるべきもの及び根幹的都市施設等については、都道府県が関係市町村の意見を聞き、国土交通大臣の同意を受けて定めることとなります(軽易な変更を除く)。その他のものは市町村が都道府県知事の同意を受けて定めることとなります。

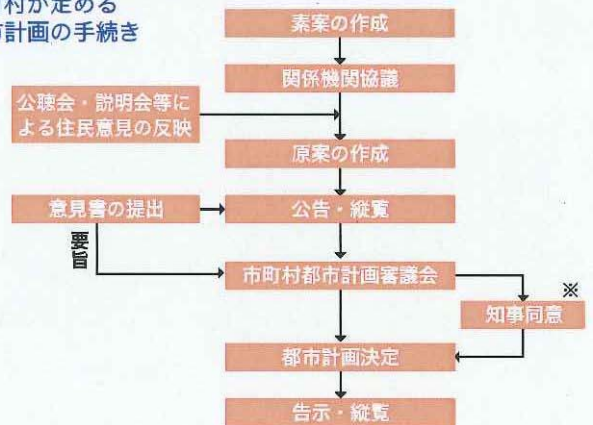
都市計画を定めるときは、住民の意見を反映するために必要に応じて公聴会や説明会を開催します。さらに都市計画の案は2週間縦覧され、その間に住民や利害関係人は意見書を提出することができます。その後、都市計画の案は都市計画審議会で審議された後、決定又は変更されます。

※市については、協議のみ

■都道府県が定める都市計画の手続き



■市町村が定める都市計画の手続き



※市については、協議のみ



豆知識

<都市計画法>

■都市計画に関する基礎調査

[第6条]

都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

■都道府県の都市計画の案の作成

[第15条の2]

市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。

■都道府県の都市計画の決定

[第18条]

都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

■市町村の都市計画の決定

[第19条]

市町村は、市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の議を経て、都市計画を決定するものとする。

■都市計画の変更

[第21条]

都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第6条第1項若しくは第2項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第13条第1項第18号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要があるとなったとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要があるときは、遅延なく、当該都市計画を変更しなければならない。

◆都市計画決定一覧表

都市計画の内容		都市計画決定			
		市町村決定(*1) 知事への協議・同意 市については同意不要	都道府県(指定都市(*2))決定 大臣同意 大臣同意 必要		
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに国の利害に重大な関係がある都市計画の決定の方針 その他			●	
区域区分			●	○	
都市再開発方針等			○		
地域	用途地域、特別容積率適用地区、高層住居誘導地区、特定街区	○ (*3)			
	特別用途地区、特別用途制限地域、高度地区、高度利用地区	○			
	都市再生特別地区、歴史的風土特別保存地区			○	
	防火地域・準防火地域、特定防災街区整備地区、景観地区	○			
	風致地区	2以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のもの その他		○	
	駐車場整備地区、緑化地域、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区	○			
	臨港地区	国際戦略港湾及び 重要港湾 その他	○		○
	特別緑地保全地区 (近郊緑地特別保全地区)	2以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のもの その他	○		○
	緑地保全地域	2以上の市町村の区域にわたるもの その他	○		○
	流通業務地区、航空機騒音障害防止地区、航空機騒音障害防止特別地区		○		
区促進	市街地再開発促進区域、土地区画整地促進区域	○			
	住宅街区整備促進区域、拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○			
都市施設	遊休土地転換利用促進地区、被災市街地復興推進地域	○			
	道	一般国道	指定区間 指定区間外		○ ○
		都道府県道	4車線以上、4車線未満	△ (*4)	○
		その他の道路		○	
		自動車専用道路	高速自動車国道 その他		○ (*6)
	都市高速鉄道、一団地の官公庁施設		○		○
	駐車場、自動車ターミナル、地域冷暖房施設、その他の公共空地		○		
	空港	成田国際空港等(*7)			●
		新千歳空港等(*8)、地方管理空港 その他	○		●
	公園・緑地・広場	国が設置する面積10ha以上のもの	○		●
都道府県が設置する面積10ha以上のもの その他		△	○		
墓園	国又は都道府県が設置する面積10ha以上のもの	○		●	
	その他	○			
水道	水道用水供給事業			○	
	その他	○ (*3)		●	
電気・ガス供給施設、市場・と畜等		○ (*3)		●	
	下水道	公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域 その他	○ (*3)	●
		流域下水道		○ (*3)	●
その他			○ (*3)		
汚物処理場・ゴミ焼却場	産業廃棄物処理施設 その他	○		○	
河川	一級河川	△ (*4)		● (*5)	
	二級河川	△	○ (*9)		
	準用河川	○			
運河、流通業務団地			○		
学校(大学・高専・その他)、図書館・研究施設等、病院・保育所等、火葬場、一団地の住宅施設、電気通信事業用施設、防風・防火・防水・防雪及び防砂施設、防潮施設		○			
市街地開発事業	土地区画整理事業	国の機関又は都道府県が施行する面積50ha超 その他	△	○	
	新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業		○	○	
	市街地再開発事業、防災街区整備事業	国の機関又は都道府県が施行する面積3ha超 その他	△	○	
	住宅街区整備事業	国の機関又は都道府県が施行する面積20ha超 その他	△	○	
	予発市定事街区域等開	新住宅市街地開発事業予定区域、工業団地造成事業予定区域、新都市基盤整備事業予定区域、流通業務団地予定区域 面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域 一団地の官公庁施設予定区域	○		○
等計地区	地区計画、沿道地区計画	○ (*3) (*10)			
	防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、集落地区計画	○ (*10)			

*1 △印の都市計画は、市町村が作成する都市再生整備計画に都道府県知事の同意を得て当該都市計画の決定等を記載した場合に限る
 *2 ●印の都市計画は、指定都市の区域においても、都道府県決定
 *3 特別区に存する区域においては、都が決定。なお、特定街区については面積が1haを超えるもの、地区計画及び沿道地区計画についてはそれぞれ3haを超える再開発等促進区又は沿道再開発等促進区を定めるものに限る
 *4 知事同意に加えて、大臣同意が必要
 *5 原則は都道府県決定だが、都市再生整備計画に係る都市計画の決定等の場合は指定都市決定
 *6 首都高速道路及び阪神高速道路については大臣同意が必要
 *7 成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港
 *8 新千歳空港、旭川空港、稚内空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、山形空港、新潟空港、大分国際空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港
 *9 指定都市が決定するのは、一の指定都市の区域内に存するものに限る
 *10 都道府県知事の協議・同意事項は地区計画等の位置及び区域、地区施設等の配置及び規模等に限定

第3章

都市計画はどんなものか？

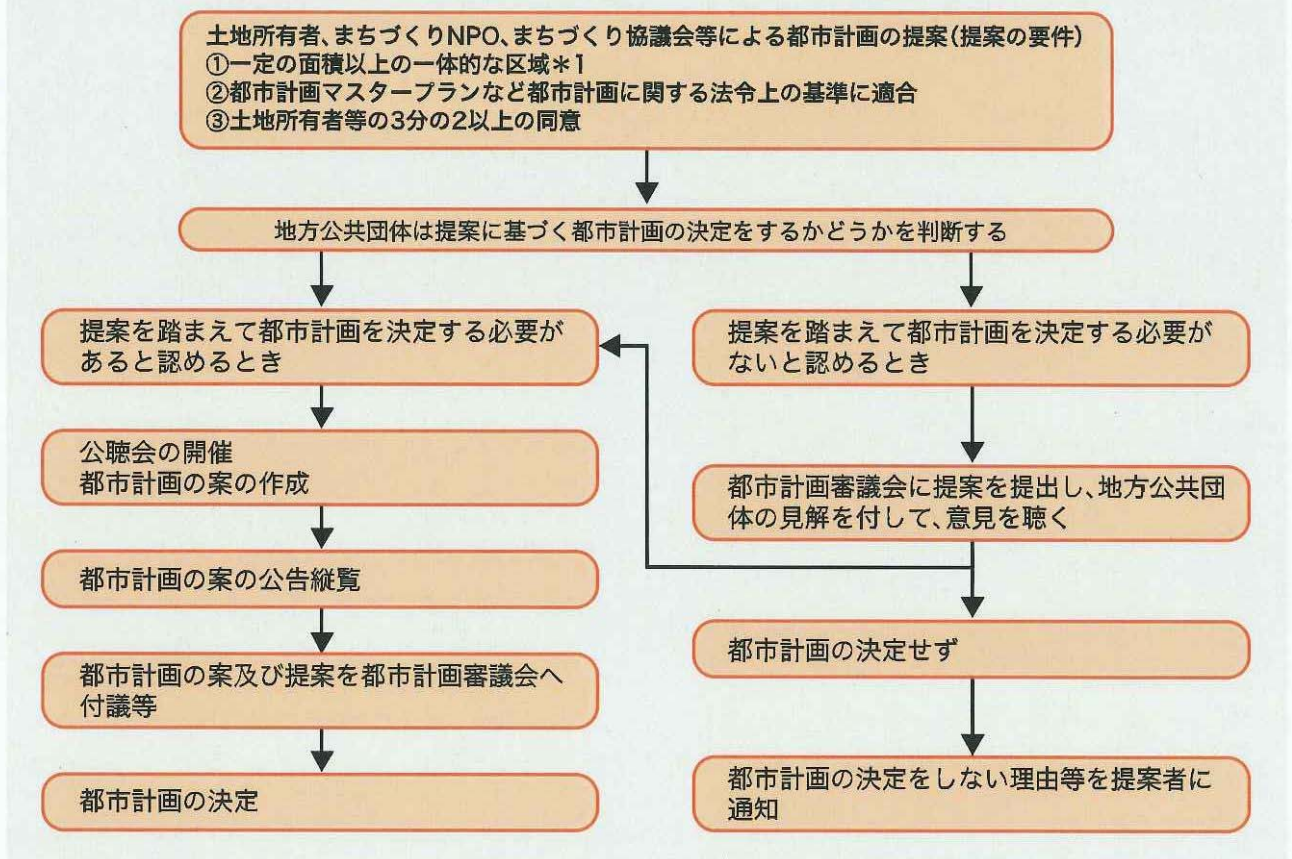
3-3 都市計画の提案

地域住民によるまちづくりの取組や都市再生に資する民間都市開発事業者の創意工夫を都市計画に積極的に反映させていくため、民間等が都市計画の提案をすることができます。

提案できるのは、当該土地の所有者や特定非営利活動法人(NPO)、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体、地方公共団体の条例で定める団体等であり、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備・開発及び保全すべき土地としてふさわしい区域について、県または市町村に対し、提案の素案を添え都市計画の決定又は変更を提案するものです。

提案を受けた地方公共団体は、提案を基に都市計画の決定をすべきかどうかを判断し、必要と認める場合は、都市計画の決定手続きを行います。

まちづくりに関する都市計画の提案制度のフロー



※1 一定の面積とは、0.5ヘクタール。ただし、当該都市計画区域において整備、開発又は保全に関する事業等の現況及び将来の見通し等を勘定し、特に必要があると認められるときは、県又は市町村が、0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満の範囲で、条例で定めることができる。(県内では条例を定めていません)



豆知識

<都市計画法>

■都市計画の決定等の提案

[第21条の2]

都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。以下「借地権」という。)を有する者(以下この条において「土地所有者等」という。)は、一人で又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項において同じ。)の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

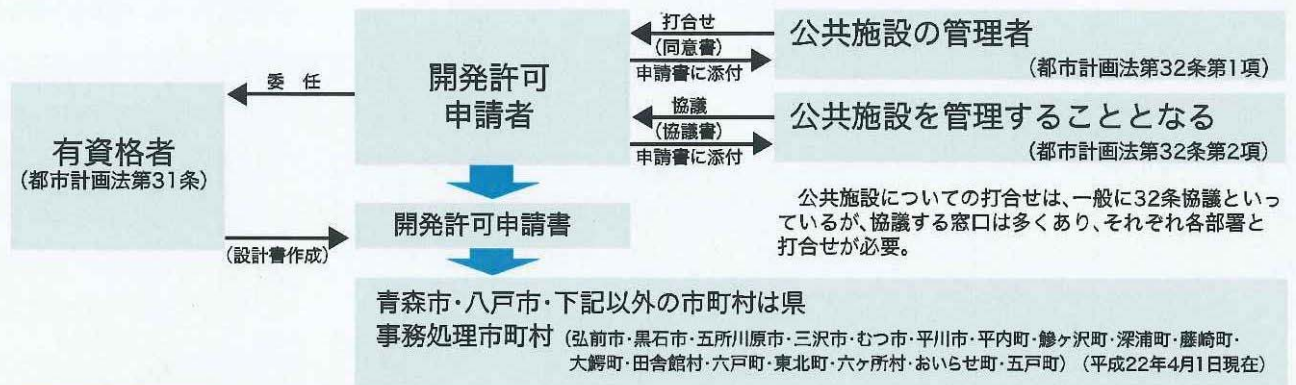
4-1 開発許可制度

開発許可制度は、線引き制度(2-3参照)の目的を達成し、一定の良好な宅地水準を確保するために、都市計画区域内における一定規模以上の開発行為等について、知事(青森市、弘前市、八戸市は各市長)の許可制としたものです。なお、線引きの無い都市計画区域(非線引き都市計画区域)、準都市計画区域、都市計画を定めていない区域においても、一定規模以上の開発行為等については許可が必要となります。開発行為とは、建築物の建築等をするため、土地に新たな切土・盛土等を行ったり、土地の区画を道路・水路・擁壁などでわけたりすること(土地の区画形質の変更)をいいます。

◆開発許可の基準

	市街化区域	市街化調整区域	非線引き都市計画区域 及び準都市計画区域	その他の区域
開発許可が必要となる規模	開発行為の面積が 1,000㎡以上のも	すべての開発行為 (農林漁業用の建築物を建築する目的で行う開発行為など一定の行為については許可不用とする除外規定が設けられています)	開発行為の面積が 3,000㎡以上のも	開発行為の面積が 10,000㎡以上のも
許可基準	技術基準(法第33条) すべてに適合すること 技術基準(法第33条) (1)用途地域等への適合 (2)道路・公園等 (3)排水施設 (4)給水施設 (5)地区計画等 (6)公共・公益施設 (7)防災・安全施設 (8)災害危険区域等の除外 (9)樹木の保存・表土の保全 (10)緩衝帯 (11)輸送施設 (12)申請者の資力・信用 (13)工事施行者の能力 (14)関係権利者の同意	技術基準(法第33条)すべてに適合し、かつ立地基準(法第34条)のいずれかに該当すること 立地基準(法第34条) (1)公益上必要な建築物及び日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理を営む店舗等 (2)鉱物資源、観光資源等の有効な利用上必要な建築物 (3)温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物 (4)農林漁業用施設、農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要な建築物等 (5)農林漁業等活性化基盤施設である建築物 (6)中小企業の事業共同化、活性化に寄与する建築物 (7)既存の工場と密接な関連を有する建築物等 (8)危険物の貯蔵、処理に供する建築物等 (9)特殊な建築物(給油施設・休憩施設等) (10)地区計画区域等の開発行為 (11)都道府県(指定都市等又は事務処理市町村)の条例で指定する区域内の開発行為 (12)都道府県(指定都市等又は事務処理市町村)の条例で区域・目的・建築物用途が定められた開発行為 (13)既存権限のための建築物等 (14)周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当な開発行為で、開発審査会の議を経たもの	技術基準(法第33条) すべてに適合すること	技術基準(法第33条) すべてに適合すること

開発許可申請の手続き



お問い合わせ

■青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ…017-734-9693

第4章

都市計画はどっやっってまもられるの？

4-2 建築確認制度

都市計画の目的にそってこれを実現する手段として、市街地における建築行為を土地利用のあり方(用途、密度、形態等)の基準に合わせるようにする規制措置を建築基準法で定め、建築工事の着手前、工事中と完了後に建築主事等が建築物又はその計画の適法性を確認する制度です。

ある一つの建築物に着目して、その構造等に制限を加え、建築物を地震、火災等から守り、その建築物を利用している人々の生命、健康及び財産を守る規定(単体規定)と、建築物が集団で存している都市の機能確保や市街地環境の確保を図る規定(集団規定)などがあります。

集団規定の内容…①敷地などと道路との関係(接道義務)

- ②建築物の用途に関する制限
- ③建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(容積率)
- ④建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)
- ⑤建築物の高さに関する制限

建築主事…建築工事の着手前、工事中と完了後に、建築物又はその計画が建築基準法その他の関係法令に適合しているかを確認する者です。青森市、弘前市、八戸市、左記以外の市町村は各地域県民局で確認を受けることができます。

※建築確認・検査業務は、建築基準法の改正に伴い平成12年6月1日より、建築主事の他に指定確認検査機関(株式会社建築住宅センター、有限会社アーバン建築確認検査機関等)においても行うことができるようになりました。

お問い合わせ

■青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ…017-734-9693



豆知識

<建築協定制度>

建築基準法は全国的に守られるべき必要最低限の基準を定めたものです。住宅地としての良好な環境や商店街としての利便をより高度に維持、増進することなど、小規模な地区の持っている特色を活かしたきめ細かな規制を行うために、地域住民の合意により、法の一般的基準を越えた基準を定めるために建築協定制度があります。

建築協定: 建築物の利用を増進し、土地の環境を改善する必要がある場合に、市町村の条例で定めた当該市町村の区域の一部において、土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者が、その全員の合意によって、法令や条例の定める建築物等に関する基準よりも高度の基準を定め、特定行政庁の認可等を経ることにより、一定の効力を持ち、当事者の協定の安定性・永続性を保証するものです。

特定行政庁: 建築主事を置く市町村の区域については、当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。青森市長、弘前市長、八戸市長、青森県知事が特定行政庁です。

◆用途地域の形態制限

※1 都市計画で定めた数値 ※2 特定行政庁が定めた数値 ※3 地方公共団体の条例で定めた制限内容

項目	用途地域													
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	都市計画区域内で用途地域の指定のない区域	
容積率 (%)	200 150 100 80 60 50		500 400 300 200 150 100			500 400 300 200 150 100			1300 1200 1100 1000 900 800 700 600 500 400 300 200	500 400 300 200 150 100		400 300 200 150 100		400 300 200 100 80 50
建ぺい率 (%)		60 50 40 30				80 60 50		80 60	80	80 60 50	60 50	60 50 40 30		70 60 50 40 30
外壁の後退距離 (m)	1.5 1.0													
敷地面積の最低限度	200㎡以下の数値 ※1													
高さの限度 (m)	12 10													
斜線制限	道路斜線	適用距離 (m)	35 30 25 20		35 (30) 30 (25) 25 (20) 20			35 50 30 45 25 40 20			35 30 25 20			30 25 20
		勾配	1.25		(1.5) 1.25			1.5			(1.5) (1.25)			(1.5) 20 ※2
	隣地斜線	適用高さ (m)	-		(31) 20			31			(31) 20			(31) 20 ※2
		勾配			(2.5) 1.25			2.5			(2.5) 1.25			(2.5) 1.25 ※2
	北側斜線	適用高さ (m)	5	10										
		勾配	1.25											
日影規制 ※3	対象建築物	軒高7m以上又は3階以上		高さ10m以上					高さ10m以上			軒高7m以上又は3階以上	高さ10m以上	
	測定面 (m)	1.5		6.5 4					6.5 4			1.5	4	
	規制時間 (h)	敷地境界線より5~10mの範囲		5 4 3		5 4			5 4			5 4 3	5 4 3	
	10m以上の範囲		3 2.5 2		3 2.5			3 2.5			3 2.5 2	3 2.5 2		

●建物の形態に関する制限

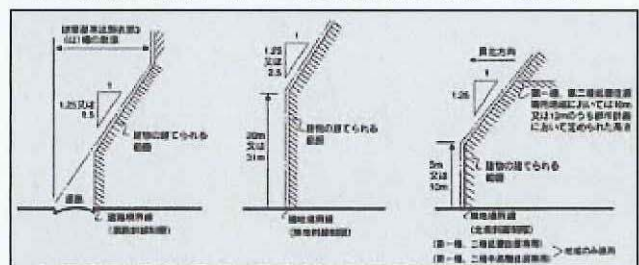
用途地域内では、建物の用途(使用目的)を制限するとともに、その形態(家の建て方)に対しても制限を設けます。主なものとしては、建ぺい率、容積率があり、他に高さ制限、壁面後退距離などがあります。

- 建ぺい率・容積率の制限(敷地面積 100㎡の場合)下の図参照
- ・建ぺい率50%のとき
建築面積は100㎡×50%=50㎡まで建てることができます
- ・容積率100%のとき
延床面積は100㎡×100%=100㎡まで建てることができます



●高さの制限

建築物の高さの制限については、道路斜線制限、隣地斜線制限、北側斜線制限および、絶対高さ制限(第一種、第二種低層住居専用地域)などがあります。



※斜線制限(道路斜線制限)において、境界線から後退した建物については緩和規定あり。
※斜線制限により確保される、採光、通風等と同程度以上の採光、通風等が確保されるものとして法令で定める基準に適合する建物については、各斜線制限は適用されない。

5-1 景観に配慮したまちづくり

① 景観法(平成16年法律第110号)の概要 (平成17年6月1日全面施行)

●景観法の目的

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的としています。

●景観法の仕組み ～景観行政団体と景観計画～

景観行政団体

市町村が景観行政の担い手となるような仕組み

- 都道府県、政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体となる。
- その他の市町村は、都道府県知事との協議により景観行政都市となる。

景観計画

景観行政団体が景観法に基づいて定める「良好な景観の形成に関する計画」

景観計画に定める主な事項

- ・景観計画区域
- ・良好な景観の形成に関する方針
- ・良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
- ・景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
- ・屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項
- ・道路、河川、都市公園、港湾など景観重要公共施設の整備に関する事項
- ・景観重要公共施設に係る占用許可等の基準で、良好な景観の形成に必要なもの

現在、青森市・八戸市・弘前市・県が景観行政団体となっております。
(平成26年度には、黒石市が景観行政団体となる予定です。)



② 青森県景観条例(平成8年3月青森県条例第2号)

青森県は、四季が表情豊かに移りゆき、緑豊かな山脈(やまなみ)、清らかな水のおふれる川や湖、変化に富んだ海岸線などの美しい自然の景観を有しています。また、遠い縁(えにし)の優れた歴史的・文化的遺産、独特な田園や町並みなど、先人がたゆまぬ努力によって創り、受け継いできた景観にも恵まれています。

次の世代に誇りを持って、このすばらしい県土を引き継ぐためには、今に生きる私たち一人一人が、青森の景観の良さを見つめ直し、これを守り、また、利便性や開発との調和を図りながら、新たに優れた景観を創り上げていくよう努力していくことが大切です。

このような考え方のもと、県民が心を合わせ、青森らしい、優れた景観を守り、育て、創り上げていくため、平成8年に青森県景観条例が制定されました。

●基本目標

「青森県景観形成基本方針」では、次に掲げる基本目標を定めています。

1. 青森らしさ、地域らしさを生かした景観の形成
2. 快適で活力に満ちた景観の形成
3. 人にやさしい景観の形成

●景観形成に関する施策

県民にゆとりと潤いをもたらす優れた景観を有する国土の実現を図るため、様々な取組を行っています。

■景観の日

県民及び事業者の間に広く県土の景観形成についての関心と理解を深めるとともに、積極的に県土の景観形成に関する活動を行う意欲を高めるため、6月1日を景観の日として定めています。

■大規模行為届出制度

大規模な建築物の建築などの行為は周囲の景観に大きな影響を与えるため、これらの行為に関する景観形成の基準(大規模行為景観形成基準)を定めています。

一定の規模を超える行為について事前届出制とし、この基準に適合しているか審査し、必要な場合には指導を行います。

■公共事業における景観形成

県などが行う道路、橋、学校や官庁などをつくる公共事業は、景観に大きな影響を与えるため、これらの公共事業についての景観形成の基準(公共事業景観形成基準)を定めています。

■援助及び啓発

景観の日を中心とする普及啓発

一般県民、事業者、市町村等への重点的な普及啓発を図るため、「景観の日フォーラム」を開催しています。また、積極的な景観形成に関する活動を推奨するため、「ふるさとあおもり景観賞」の表彰を行っています。

ふるさと眺望点

県土の優れた景観を眺望できる地点をふるさと眺望点として指定し、県民に広く利用されるよう紹介しています。

景観アドバイザー

建築、土木デザイン、緑化、色彩などの専門家を派遣して、県民、事業者の皆さんや市町村の景観づくりを支援しています。現在、アドバイザーは9名です。



景観の日フォーラム



ふるさと眺望点/藤崎町(平川白鳥飛来地)



ふるさと眺望点/佐井村(仏ヶ浦)

③ 青森県屋外広告物条例

●屋外広告物規制の意義

まちに出ると、はり紙やはり札のような簡単なものから、広告塔、ネオンサインのようなものまで、様々な屋外広告物に出会います。

これらの屋外広告物は、私たちに様々な情報を提供してくれたり、まちを活気づけてくれたりしますが、管理が適性に行われないと景観を損ねたり、落下や倒壊などによる安全上の問題が生じることがあります。

このため県では、屋外広告物法に基づく「青森県屋外広告物条例」により、屋外広告物の表示や設置について必要な規制を行い、安全で潤いのある暮らしやすいまちづくりに努めています。

屋外広告物とは・・・

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙、広告板、広告塔、立看板、のぼり旗、アドバルーンなどをいいます。

●規制の概要

禁止地域

良好な景観又は風致を維持する必要性が高い地域・場所などで国定公園・自然公園、主要な道路や鉄道の沿道・沿線、公共施設などでは、原則として屋外広告物の表示等ができません。

禁止物件

良好な景観の形成又は風致の維持の観点から、街路樹や路傍樹、橋やトンネル、信号機や道路標識、消火栓などには、屋外広告物の表示等ができません。

許可地域

良好な景観の形成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止の観点から、禁止地域を除く指定された幹線道路の区間や都市計画区域などでは、屋外広告物の表示等に際し、知事の許可を得ることが必要です。

適用除外

公職選挙法による選挙運動のための屋外広告物や、公共性の高い屋外広告物、自家用の屋外広告物など経済活動や社会生活上最低限必要な屋外広告物などについては、禁止地域・物件、許可地域の規定の適用が除外されることがあります。

違反に対する措置

条例に違反して屋外広告物が表示等された場合は、広告主や設置者等に対し、それを是正するため必要な措置を命ずることができます。また、はり紙や立看板などの簡易な広告物で、一定の要件を満たす場合は、除却措置を行うことがあります。

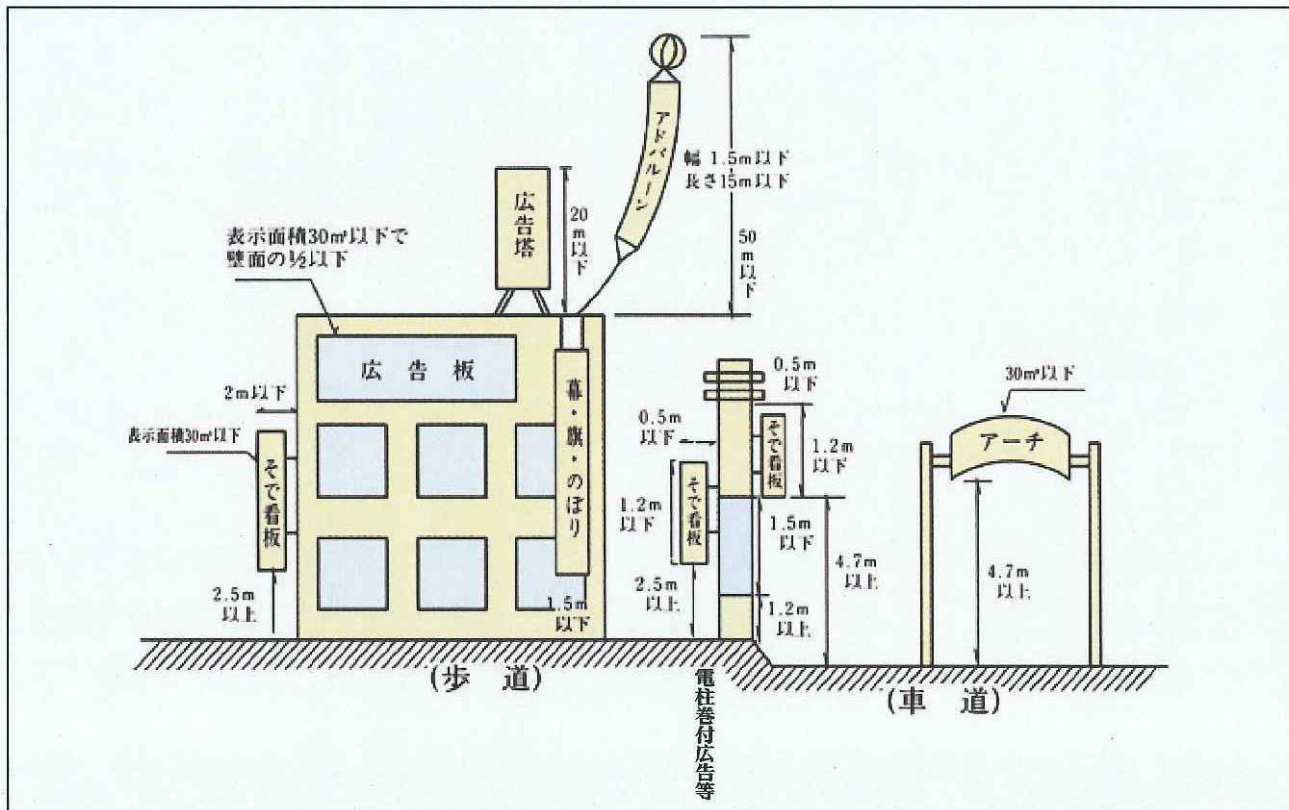
●屋外広告業の登録

県内(青森市の区域を除く)屋外広告業を営もうとする場合は、県内に営業所があるかどうかにかかわらず、県に登録をしなければなりません。この場合、営業所ごとに、業務主任者を置くことが義務付けられています。

なお、青森市内で営業を行う場合には、青森市への登録が必要です。

●許可の申請

屋外広告物の表示等の許可を得るには、表示等をしようとする地域の市町村に申請しなければなりません。屋外広告物の種類等により、許可をするための基準が定められており、図解すると下のとおりになります。



●景観に配慮した取組の効果

景観は、屋外広告物をはじめとして、様々な要素から構成されています。景観全体に与える影響の大きい屋外広告物の表示等の制限を中心に、電柱の地中化や建築物等の形態意匠の誘導など、景観に配慮した総合的な取組を行うことで、良好な景観を形成することが出来ます。

青森市の例(青森空港正面)



青森空港正面玄関前の屋外広告物



良好な景観を形成するために撤去指導を実施

景観・屋外広告物
のお問い合わせ

- 青森県県土整備部都市計画課 都市計画・景観グループ…017-734-9681(景観・屋外広告物共通)
- 各市町村景観担当課(景観)
- 各市町村屋外広告物担当課(屋外広告物)

5-2 県民協働・啓発

◎あおもりまち育て人

県民に都市計画に関する知識を習得してもらうとともに、都市計画行政に参画し、将来の地域のまちづくりを担う人財として「あおもりまち育て人」の育成を平成18年度より行っています。平成19年度までに35名の方を任命しました。また、平成21年度～平成23年度には、弘前大学教育学部北原副学部長を講師とした「あおもりまち育て人勉強会」を開催し、43名の方を任命しました。

開催した取り組み状況は下記のとおりです。

取り組み状況

①黒石市（平成21年度）

黒石市都市計画マスタープラン策定に向けて、地区の特性を活かした地域住民参加によるワークショップに参加している24名を対象に、ワークショップとタイアップした「あおもりまち育て人勉強会」を開催し7名を任命しました。



②藤崎町（平成22年度）

藤崎町まちづくり町民会議に参加した19名を対象に、「あおもりまち育て勉強会」を開催し、15名を任命しました。



③十和田市（平成23年度）

十和田市民を対象に、「あおもりまち育て勉強会」を開催し、12名を任命しました。



④五所川原市（平成23年度）

五所川原市民を対象に、「あおもりまち育て勉強会」を開催し、9名を任命しました。



◎あおもりまち育てブック作成（平成22年度）

子ども達にもわかるようにまちづくりの仕組みを解説し、「まち育て」の楽しさを共有できる「あおもりまち育てブック」を作成しました。



◎黒石街なか《通り再生》プログラム勉強会（平成23年度）

商店街を再生するための手法として「メインストリートプログラム」があります。このプログラムは、1970年代からアメリカで行われており、約2,000ストリートで実施しそのうち約6割のストリート組織が歴史再生を根底においた活動を継続しています。アメリカで行われている手法を活用し、黒石版「街なか《通り再生》プログラム」を開催し、地域の人々が思い描く「目指す街の姿」や組織立ち上げの準備等についての勉強会を実施しました。

勉強会は、弘前大学教育学部北原副部長と社団法人日本メインストリートセンター内藤副理事長をコーディネーターとしています。



◎あおもりまち育て人連絡会

任命したまち育て人のまちづくり活動状況・まち育て人同士に意見交換・先進事例の講義・行政からの情報提供等についての連絡会を開催しています。

開催状況

■まち育て人講座（講師：弘前大学教育学部北原副学部長）



■まち育てスキルアップ研修（講師：県都市計画課）



■まちづくり事例紹介「こみせ通り(松の湯)」とこみせ視察



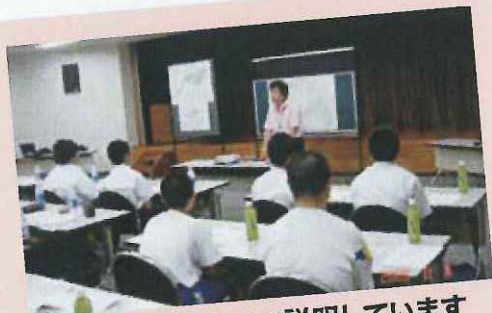
■意見交換会



◎むつ市「中学生まちなかワークショップ」(平成21年度)

若い世代の人々にまちづくりの意義や仕組み、参加の必要性を学びまちづくりを身近に体験してもらうことで、地域に誇りと愛着を持ち、未来のまちづくりに欠かせない若き担い手として、必要な視点や考え方を養うために「中学生まちなかワークショップ」をむつ市で開催しました。

参加校：田名部中学校・むつ中学校・大平中学校・大湊中学校
講 師：弘前大学教育学部北原副学部長



まちづくりについて説明しています



まち歩きの手配をしています

どこが
いいかな？



これは
何だろう？



気になる写真を撮っています



資源マップを作成しています



気になる場所が
たくさんあります



成果発表会のようす



上手く発表が
できました

◎景観学習教室

これからの青森県を担う子どもたちの景観に対する関心と良好な景観形成への意識を育むことを目的に、景観アドバイザーなど景観の専門家を講師として小学校へ派遣し、4年生の児童を対象に景観に対する授業を行う景観学習教室を平成14年度から実施しています。現在では、延べ150校児童6,115名が参加しています。

平成25年度実施校

青森市古川小学校（講師：石澤暁夫氏）、弘前市三省小学校（講師：齋藤嘉次雄氏）、
平川市大坊小学校（講師：石澤暁夫氏）、南部町福田小学校（講師：月館敏栄氏）、
東北町第一小学校（講師：河村信治氏）、むつ市大湊小学校（講師：北原啓司氏）、
鯉ヶ沢町西海小学校（講師：石澤暁夫氏）

■教室の内容

外国の街並みを説明しています



自分が気になる写真をグループ内で発表しています



スキー山から見えるものは？



幹の太さはどのくらい？



自分が気になる写真をクラスのみんなに発表しています



人間街並みをつくっています

・子どもたちからの感想

- ・自然の景色は、自然の力だけではみんなが撮った写真のように美しくはならない。自然のために人が努力することも大切である。
- ・福田の歴史の事を考えながら生活をしていきたいです。
- ・わたしは、きれいな夕日を感動できるような大人になりたいです。
- ・「気づく」「感動」という言葉を大切にしたい。

◎子ども景観探偵団フォーラム(平成25年度)

心の醸成期にある子どもたちに対して、ふるさとに愛着と誇りを感じられる場を提供し、これからの青森県を担う人材を育成することを目的として、県内からモデル校4校を選出し県景観アドバイザーを講師とした出前授業を3回程度実施した後、全校が一同に会するフォーラムを実施しました。

参加校

黒石市黒石東小学校(講師:北原啓司氏)、鯉ヶ沢町西海小学校(講師:沼田実氏)

五所川原市市浦小学校(講師:河村信治氏)、平川市松崎小学校(講師:月館敏栄氏)

■黒石東小学校の実施状況

景観に関する授業

講師の北原先生より、
景観について授業が行われ
ました。



まち歩き

学校周辺を観察し、
見つけた景観を
写真に撮りました。



まち歩きのまとめ

まち歩きで見つ
けた景観をグルー
プごとにまとめ発
表しました。



景観に関する授業

講師の沼田先生より、
景観について授業が行われ
ました。



まち歩き

学校周辺を観察し、
見つけた景観を
写真に撮りました。



まち歩きのまとめ

まち歩きで見つ
けた景観をグル
ープごとにま
とめました。



まち歩きで見つ
けた景観をカル
タにしました。



■市浦小学校の実施状況

景観に関する授業

講師の河村先生より、
景観について授業が行わ
れました。



まち歩き

学校周辺を観察
し、見つけた景観を
写真に撮りました。



まち歩きのとまとめ

まち歩きで見つ
けた景観をグルー
プごとにまとめ
発表しました。



景観に関する授業

講師の月舘先生より、
景観について授業が行わ
れました。



まち歩き

学校周辺を観察
し、見つけた景観を
写真に撮りました。



まち歩きのまとめ

授業参観でまとめ作業
を行いました。



■フォーラム(平成25年11月6日)

各学校で行った授業の総まとめとして発表を行う子ども探偵団フォーラムを開催しました。

フォーラムのようす

知事が挨拶してくれました。



元気に発表してくれました。



景観マップ

学校で作成した
景観マップも展示
しました。



青森県の都市計画窓口

担 当 課 名	電 話 番 号	F A X 番 号
都 市 計 画 課	017-734-9681	017-734-8196

市町村の都市計画窓口

※平成25年4月1日現在の内容です。以後、変更がある場合があります。

市 町 村 名	担 当 課 名	電 話 番 号	F A X 番 号
青 森 市	都 市 政 策 課	017-761-4481	017-761-4389
弘 前 市	都 市 政 策 課	0172-35-1134	0172-35-3765
八 戸 市	都 市 政 策 課	0178-43-9420	0178-41-2302
黒 石 市	建 設 課	0172-52-2111 (内229)	0172-52-6191
五 所 川 原 市	都 市 計 画 課	0173-35-2111 (内2633)	0173-35-3617
十 和 田 市	都 市 整 備 建 築 課	0176-51-6735	0176-21-3533
三 沢 市	都 市 整 備 課	0176-53-5111 (内270)	0176-53-9900
む つ 市	都 市 建 築 課	0175-22-1111 (内2743)	0175-22-9718
つ が る 市	建 築 住 宅 課	0173-42-2648	0173-42-9522
平 川 市	都 市 計 画 課	0172-44-1111 (内2232)	0172-43-5005
平 内 町	地 域 整 備 課	017-755-2111 (内265)	017-755-5845
外 ケ 浜 町	建 設 課	0174-31-1226	0174-31-1216
鯉 ケ 沢 町	建 設 課	0173-72-2111 (内422)	0173-72-2374
藤 崎 町	建 設 課	0172-75-3111 (内2232)	0172-75-2515
大 鰐 町	建 設 課	0172-48-2111 (内443)	0172-47-5000
田 舎 館 村	建 設 課	0172-58-2111 (内232)	0172-58-4751
板 柳 町	建 設 課	0172-73-2111 (内344)	0172-73-2120
鶴 田 町	建 設 整 備 課	0173-22-2111 (内286)	0173-22-6007
野 辺 地 町	建 設 環 境 課	0175-64-2111 (内274)	0175-64-7510
七 戸 町	建 設 課	0176-62-6244	0176-62-6245
お い ら せ 町	地 域 整 備 課	0178-56-4702	0178-56-4364
六 戸 町	企 画 財 政 課	0176-55-4583	0176-55-3112
東 北 町	企 画 課	0176-56-3111 (内236)	0176-56-3589
六 ケ 所 村	企 画 調 整 課	0175-72-2111 (内356)	0175-72-2743
三 戸 町	建 設 課	0179-20-1154	0179-20-1112
五 戸 町	建 設 課	0178-62-7961	0178-62-2215
南 部 町	企 画 調 整 課	0178-84-2111 (内133)	0178-84-4404
階 上 町	建 設 課	0178-88-2120	0178-88-2117

青森県の都市計画

平成13年3月30日 初版発行
 平成13年5月23日 改訂第2版発行
 平成14年1月26日 改訂第3版発行
 平成15年4月1日 改訂第4版発行
 平成17年11月1日 改定第5版発行
 平成20年8月30日 改定第6版発行
 平成26年3月11日 改訂第7版発行

■編集・発行 青森県県土整備部都市計画課

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号 TEL: 017-734-9681 FAX: 017-734-8196
 ホームページ: <http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/toshikeikaku.html>

青森県のシンボル



県旗「県章」

青森県の地形を図案化したものです。白地は無限に広がる宇宙世界を、県章の深緑色は、躍進発展してやまない希望と未来を表しています。

(昭和36年制定)

県の花「りんごの花」

全国第1位の生産をほこる果実とともにりんごの花は、県民生活と切り離せないものとなっています。

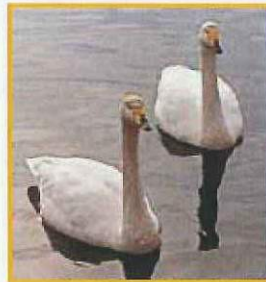
(昭和46年制定)



県民鳥「ハクチョウ」

白鳥は、北国に冬を告げる代表的な鳥として県民に親しまれています。

(昭和39年制定)



県の木「ヒバ」

県名の『青森』という名も、ヒバの「青々とした森がっらなっているところ」からとったものとされています。

(昭和41年制定)



県の魚「ひらめ」

本県ではつくり育てる漁業を進めています。ひらめはそれを代表する魚です。

(昭和62年制定)



6月1日は景観の日

